

厚 第 228 号
平成29年4月1日
(最終改正:令和5年3月31日)

各社会福祉法人理事長 様

石川県健康福祉部長
(公印省略)

社会福祉法人における契約事務の取り扱いについて(通知)

日頃から、本県の社会福祉行政の推進につきまして、ご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、社会福祉法人における契約事務については、平成18年3月1日付け厚第3775号通知(以下、「県通知」という。)に基づき、事務処理をお願いしているところですが、今般、社会福祉法等の改正に伴い、厚生労働省より、社会福祉法人における入札契約の取扱いに関する統一的な基準を定めた通知(※)が別添のとおり発出されたことから、平成29年4月1日以降の入札契約の取扱いについては、国通知によることとし、県通知については、同日付で廃止することとしたのでお知らせします。

なお、社会福祉法人における施設建設工事に係る契約手続きについては、国通知において、引き続き県が行う公共工事の扱いに準じて適切に行うこととされていることから、各法人におかれましては、別添「社会福祉施設建設工事に係る契約事務の手引き」に基づき契約事務を行っていただきますようお願いいたします。

(※)「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」

平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号、社援基発0329第1号、障企発0329第1号、老高発0329第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長、社会・援護局福祉基盤課長、社会・援護局障害保健福祉部企画課長、老健局高齢者支援課長連名通知)

〔補足〕

県通知において定めていた「社会福祉法人役員等変更届」については、今後は「社会福祉法人設立申請・運営の手引き」(石川県健康福祉部厚生政策課ホームページ掲載)において継続して運用しますので、役員等に変更があった場合は、速やかに該当様式により県に報告願います。(評議員の変更の際には報告不要です。)

(事務担当)
石川県健康福祉部
厚生政策課指導監査グループ
TEL 076-225-1413
FAX 076-225-1409

「社会福祉施設建設工事に係る契約事務の手引き」目次

I	本手引きの目的	1
II	契約について	1
1	基本的考え方	1
2	入札について	2
(1)	契約事務の委任	2
(2)	競争入札参加者の決定	2
(3)	随意契約	5
(4)	予定価格	5
(5)	最低制限価格	5
(6)	見積期間	5
(7)	入札参加業者等の事前の届出	5
(8)	入札条件の提示	5
(9)	入札の執行	6
(10)	開札の執行(入札時の立会い)	6
(11)	落札者の決定	6
(12)	再度入札	6
(13)	入札結果報告	6
(14)	入札関係の書類の保存	6
3	契約の締結について	7
(1)	理事会における承認	7
(2)	契約の締結	7
(3)	契約書の省略	7
(4)	契約書作成上の留意事項	7
(5)	契約書の附属書	7
4	その他の留意事項	7
(1)	二重契約等の禁止	7
(2)	下請負人届出書の提出	8
III	その他	8

I 本手引きの目的

社会福祉法人(以下「法人」という。)が行う契約に関しては、「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発第0329第1号・老高発0329第3号)において取扱いが示されていますが、契約のうち施設建設工事に係るものについては、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について」(平成13年7月23日付け雇児発第488号・社援発第1275号・老発第274号)により、都道府県等が行う公共事業の扱いに準じて行うこととされています。

本手引きは、上記の考えに基づき、社会福祉法人が施設建設工事に係る契約を行う際に遵守すべき事項を体系的にとりまとめたものです。

なお、本手引きに定める届出等を行う場合は、書面の提出によるほか、石川県電子申請システムを利用する方法により行うことができます。

II 契約について

1 基本的考え方

ア 施設建設工事に係る契約

入札の執行に係る具体的な事務取扱については、本手引きに基づき契約手続きを行ってください。

なお、区分・金額に応じた契約種別や参加業者数は「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発第0329第1号・老高発0329第3号)に従うものとします。(下表参照) また、別紙2～8、10～13 については、県の契約書等を参考提示したものであり、各法人において作成したものを使用していただいても構いません。

イ 上記以外の契約

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」(平成29年3月29日付け雇児総発0329第1号・社援基発0329第1号・障企発第0329第1号・老高発0329第3号)等で示されている手続きに則って行うほか、定款、経理規程等で自らが定める取扱いを適正に運用し、契約手続きを行ってください。

「社会福祉法人における入札契約等の取扱いについて」より

	区分			契約ルール	
	工事又は製造の請負	食料品・物品等の買入れ	その他		
予定価格		250万円以下	160万円以下	100万円以下	随意契約可 (2者以上の合見積)
	会計監査人未設置法人	1,000万円以下			随意契約可 (3者以上の合見積)
		1,000万円超			競争入札(※)
	会計監査人設置法人	法人の実情に応じて、下記金額を上限に設定する。 (上限額) 建築工事:20億円 建築技術・サービス:2億円 物品等:3,000万円 (政府調達協定(地方政府機関)を参考に設定)			随意契約可 (3者以上の合見積)
			競争入札(※)		

(※)各法人の経理規定に従い、一般競争入札か指名競争入札を実施

2 入札について

(1) 契約事務の委任

理事長は、契約の事務について委任する(契約担当者を置く)場合は、委任状(別紙1)を作成してください。(この契約委任については各法人の辞令によることも可能です。)

(2) 競争入札参加者の決定

① 一般競争入札の場合

ア 入札参加者の資格

一般競争入札においては、契約の履行を確保するため、契約締結能力を有しない者等及び契約事故者は入札に参加させることができません。(参考:地方自治法234条

⑥、同施行令167条の4)

入札に参加する業者に必要な資格(契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等)は、理事会において決定し、定款に定める方法に従い公告してください。

○入札参加資格として設定すべき要件

- ・石川県土木部の「入札参加資格者名簿」に登載されていること。
- ・地方自治法施行令167条の4の規定(当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者)に該当していないこと。
- ・対象工事の入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期限の翌日から開札の日までの間に石川県の指名停止措置を受けていないこと。
- ・対象工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がないこと。
- ・入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ・会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(手続開始後、石川県が別に定める手続きに基づき一般競争入札参加資格の再認定を受けたものは除く。)
- ・役員(役員として登記又は届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。)が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年)法律第77号)第2条第6項に規定する暴力団員又は暴力団関係者(暴力団に協力し、又は関与する等、これと交わりを持つ者をいう。)でないこと。

さらに、上記の競争入札参加資格を有する者について、対象工事の内容に応じて、次の各号のうち必要と認める事項を、入札に参加する者に必要な条件として定め、同様に告示してください。

○入札参加資格として設定することが適当な要件の例

- ・建設業許可における主たる営業所等の所在地
(石川県内に主たる営業所を有している者等。ただし、1市町の区域内に限るなど、狭すぎる範囲を設定することは好ましくない。)
- ・請負業者有資格者名簿における総合点数
(建築一式工事に係る総合点数〇〇点以上の者等)
- ・対象工事種別に係る経営事項審査の年間平均完成工事高

- (結果通知書における〇〇工事の年間平均完成工事高が〇〇円以上である者 等)
- 配置予定技術者に係る事項
(次に掲げる要件をすべて満たす者を専任の主任(監理)技術者として配置すること。
①3ヶ月以上の雇用関係にある者 ②〇〇の資格を有する者 等)
 - 施工実績に係る事項
(過去〇年以内において同規模の社会福祉施設の建築工事を受注し、完全に履行した経歴を有する者 等)
 - 施工計画に係る事項
(施行計画の内容についての要件作成 等)
 - その他特に必要と認める事項

イ 入札の公告

一般競争入札を行う場合は、理事会の議決(理事長専決に係るものを除く。)を経て、新聞等で公告してください。なお、公告日から入札日の間は、次のとおり見積りをするために必要な一定の期間を設けてください。ただし、やむを得ない事情があるときは、(イ)・(ウ)の期間は、5日以内に限り短縮することができますが、入札参加者の見積期間を考慮して公告する必要があります。

[工事請負の場合の公告の事前期間]

(建設業法施行令第6条)

- (ア) 予定価格が500万円未満 1日以上
- (イ) 予定価格が500万円以上5,000万円未満 10日以上
- (ウ) 予定価格が5,000万円以上 15日以上

[公告の内容]

- (ア) 入札に付する事項
- (イ) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (ウ) 契約条項を示す場所
- (エ) 入札保証金に関する事項
- (オ) 入札の場所及び日時
- (カ) 契約書の要否
- (キ) 入札に関する無効事項

ウ 一般競争入札参加の申出

契約担当者は、一般競争入札に参加しようとする者に、経理規程に規定する公告において指定した期日までに、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者(精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者)及び破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ていない者でないことを確認することができる書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当者に申し出させてください。

エ 入札参加資格確認結果通知書

契約担当者は、入札参加事業者の資格を審査のうえ、有資格者を決定し、競争入札参加資格者名簿(別紙2)に登載し、入札参加資格確認結果通知書(別紙3)を事業者へ送付してください。

オ 入札参加事業者決定後の理事会報告

入札参加事業者が決定した後は、理事会において報告してください。

② 指名競争入札の場合

ア 入札参加者の資格

一般競争入札と同様、契約締結能力を有しない者等及び契約事故者は入札に参加させることができません。(参考:地方自治法234条⑥、同施行令167条の4)

また、指名競争入札に参加することのできる者は、石川県土木部の請負業者有資格者名簿に登載された者としてください。

イ 指名業者の選定

指名競争入札に参加する者を指名するときは、次に定める場合を除き、石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱に定めるところにより、当該工事の工事種別ごとの発注予定金額に相当する石川県の請負業者有資格者名簿による等級に属する有資格者の中から選定してください。

(ア)当該工事の発注予定金額に相当する等級に属する有資格者が少数である場合及び地域性又は安定的施行のため必要と認める場合は、直近の上位又は下位の等級に属する有資格者を指名することができるものとします。

(イ)特別の技術を要する工事又は特別の理由のある工事は等級に関係なく指名できるものとします。

—石川県建設工事指名競争入札参加者等選定要綱より—

(建築一式工事)

工事種別	発注予定金額	総合点数	等級
建築一式 工事	5,000万円以上	780以上	A
	2,000万円以上 5,000万円未満	720以上 780未満	B
	500万円以上 2,000万円未満	640以上 720未満	C
	500万円未満	640未満	D

(設備工事)

工事種別	発注予定金額	総合点数	等級
設備工事	2,000万円以上	790以上	A
	1,000万円以上 2,000万円未満	730以上 790未満	B
	300万円以上 1,000万円未満	650以上 730未満	C
	300万円未満	650未満	D

※「設備工事」とは、管工事、電気工事、電気通信工事、清掃施設工事、消防施設工事及び機械器具設置工事をいいます。

※「総合点数」・「等級」とは、請負業者有資格者名簿に定める総合点数・等級をいいます。当該名簿については石川県入札情報システム(URL: <https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj>)における「入札参加資格者」にて公開されています。

ウ 指名業者の決定

指名競争入札の指名業者の決定は、理事会の議決を経てください。

エ 指名業者への通知

入札の通知は、指名競争入札執行通知書(別紙4)により行ってください。

オ 工事の見積期間

工事の見積期間は、建設業法施行令(昭和31年政令273号)第6条に規定する次の見積期間を設けてください。

(ア) 予定価格が500万円未満 1日以上

(イ) 予定価格が500万円以上5,000万円未満 10日以上

(ウ) 予定価格が5,000万円以上 15日以上

(3) 随意契約

① 見積者の決定

随意契約における見積者の決定は、理事会の議決を経て、契約担当者が決定するものとします(理事長専決に係るものを除く。)

② 見積者への通知

随意契約による見積書徴収の通知は、見積書徴収通知書(別紙5)により行ってください。

③ 競争入札によるべき契約を法人の定める経理規程の適用除外規定により随意契約で行う場合や別表によらない契約手続を行う場合は、理事会の承認をあらかじめ得たうえで、工事施工同等に契約手続方法及びその理由を明記してください。

(4) 予定価格

① 競争入札、随意契約を問わず、契約担当者が実施設計書により内容を審査のうえ、支出に係る伺いにおいて予定価格(消費税及び特別地方消費税を含む。)を決定します。

また、競争入札の際は、あらかじめ理事会に報告することが望ましいと考えますが、予算上の措置についての報告(予算編成)でも構いません。

② 契約担当者は、予定価格(別紙6)を作成し、封書してください。ただし、随意契約において予定価格が100万円以下の場合、書面の作成を省略することができます。また、予定価格(別紙6)は、入札関係簿冊に編綴してください。

③ 競争入札を行う場合、次の通知書等に予定価格を記載してください。

ア 一般競争入札 入札公告

イ 指名競争入札「指名競争入札執行通知書」(別紙4)

(5) 最低制限価格

① 競争入札を行う場合、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間その他の事情を勘案して最低制限価格を定めてください。(最低制限価格算出表 別紙7)

② 競争入札を行う場合、当該工事の契約締結後に、入札結果報告(閲覧用、別紙12)に最低制限価格を記載し公表してください。

③ 最低制限価格算出表(別紙7)は、入札関係簿冊に編綴してください。

(6) 見積期間

① 契約担当者は、建設業法施行令(昭和31年政令 273号)第6条に規定する次の見積期間を設けてください。

ア 予定価格が500万円未満 1日以上

イ 予定価格が500万円以上5,000万円未満 10日以上

ウ 予定価格が5,000万円以上 15日以上

② 閲覧に供する設計図書(現場説明書又は質問回答書を除く。)は、前項に規定する見積期間中、入札公告又は指名競争入札執行通知書(別紙4)又は見積書徴収通知書(別紙5)に記載された場所において閲覧に供してください。

(7) 入札参加業者等の事前の届出

競争入札を行う場合、当該指名等通知10日前までに、入札参加業者等届出書(別紙8)により、県に届出てください。

(8) 入札条件の提示

契約担当者は、指名競争入札執行通知書(別紙4)又は見積書徴収通知書(別紙5)に入札条件又は見積条件を提示するほか、競争入札心得(別紙9)を入札場所に掲示してください。

(9) 入札の執行

契約担当者は、入札を執行するときには、入札書(別紙10)を1件ごとに作成させ、これを封書して指定の日時及び場所に提出させるものとします。このとき、予定価格が250万円を超え、かつ競争入札による工事契約の場合は、入札者に見積内訳書(別紙11)を必ず作成させ、入札書に添付させるものとします。

(10) 開札の執行(入札時の立会い)

契約担当者は、開札を行うときは、入札執行者のほか監事、複数の理事(理事長を除く。)及び評議員(理事長の6親等以内の血族、配偶者等租税特別措置法施行令の規定による「特殊の関係のある者」を除く。)を立ち合わせてください。この場合、地元市町の職員の立会いを求めることも適当です。

(11) 落札者の決定

契約担当者は、入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。ただし、最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込をした者のうち、最低の価格をもって申込をした者を落札者とします。

(12) 再度入札

(11)の規定による入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとします。再度入札は原則として1回行うものとし、当該入札の直前の入札に参加した者に限り行うことができます。なお、再度入札を行っても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用して、随意契約によることができます。

※指名競争入札における再度入札についての注意点

①入札が不調となった場合の再発注手続について

必要に応じて、入札が不調となった原因を調査し、次のいずれかの方法により行ってください。

(ア)指名選定に原因があるとき

設計内容や工期設定等(以下、「発注条件等」という。)を見直さず、全員指名替えを行うものとします。

(イ)発注条件等に原因があるとき

発注条件等を見直し、当初の指名者を含めて指名選定することができるものとします。

②落札決定後に落札者が契約締結を辞退した場合の再発注手続について

①と同様とします。

(13) 入札結果報告

- ① 落札者が決定したときは、直ちに口頭で通知します。
- ② 入札執行者及び入札立会者は、入札の経過を入札結果報告(別紙12)により記録し、記名の上、入札終了後、直ちに理事長に報告します。
- ③ 競争入札を行った場合、速やかに入札等結果報告書(別紙14)を県に届出てください。
- ④ 入札の結果(入札業者名、落札業者名、入札金額及び落札金額、別紙13)については、法人においても掲示や会報に掲載する等により一般の閲覧に供してください。

(14) 入札関係の書類の保存

入札関係の書類は、10年間保存してください。

なお、国庫・県費補助に係る補助金交付申請書、実績報告書、交付決定通知書、額の

確定通知書等の書類については、保存年数は、10年と定められておりますが、建設後、処分年限(鉄筋コンクリートで50年)以内に建て替え等を行う場合、財産処分手続を行ううえで、これらの書類が必要となりますので、建物の処分年限終了時まで保存しておいてください。

3 契約の締結について

(1) 理事会における承認

入札後速やかに理事会を開催し、入札結果を報告するとともに契約締結に係る承認を得てください。

(2) 契約の締結

理事長又は契約担当者は、落札者が落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内(石川県の休日を定める条例(平成元年石川県条例第16号)第1条第1項に規定する休日を除く。)に契約書により契約を締結してください。

(3) 契約書の省略

当該法人の経理規程に基づき、次の①から④までの場合を除いては、契約書は省略できないので、注意してください。

- ① 指名競争又は随意契約で契約金額が100万円を超えない契約をするとき。
- ② せり売りに付するとき。
- ③ 物品を売り払う場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- ④ ①及び③に規定する場合のほか、随意契約による場合において理事長が契約書を作成する必要がないと認めるとき。

なお、各法人の経理規程では、「契約書の作成を省略する場合においても、特に軽微な契約を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書面を徴するもの」と規定されておりますので特に留意してください。

(4) 契約書作成上の留意事項

契約担当者は、契約を締結するときは、次に掲げる事項に留意するとともに、締結しようとする契約の内容を請負者に熟知させるよう努めなければなりません。

- ① 請負者が作成する請負代金内訳書は、必要と認めるときに限り提出させてください。
- ② 請負者が部分払いを請求できる回数は、以下の回数以内としてください。

ア 契約金額が200万円以上5,000万円未満の場合は、1回

イ 契約金額が5,000万円以上1億円以下の場合は、2回

ウ 契約金額が1億円を超える場合は、1億円を増すごとにイの回数に1回を加えた回数

- ③ 契約書には、約款を添付し、袋とじてください。

(5) 契約書の附属書

契約担当者は、契約書に定めのない事項、その他契約の実施細目について必要と認める場合は、受注者と協議し、協定書等により協定することができるものとします。ただし、協定の事項又は契約の効力に重要な影響を及ぼす事項は、契約の変更により約定しなければなりませんので注意してください。

4 その他の留意事項

(1) 二重契約等の禁止

建設請負業者等(建設工事請負業者、備品納入業者及びその下請け業者とこれら業者の役員をいう。以下、同様とする。)からのリベートや二重契約は絶対に認められないことはもとより、建設請負業者等から寄付を受けることは、共同募金会を通じた受配者を指定した寄付金を除いて禁止されているので、注意してください。

(2) 下請負人届出書の提出

競争入札を行う施設建設工事において、下請けによる方法により施工する場合は、法人は当該下請け業者の商号又は名称その他の必要な事項を確認するとともに、速やかに下請負人届出書(別紙15)を県に届出てください。

また、国・県・市町等の補助事業の場合、一括下請負契約は妥当ではなく、補助対象としないので、特に留意してください。

その他、補助金上の注意すべき点は担当課に事前によく確認してください。

Ⅲ その他

本手引きは、令和5年3月31日から適用します。

報告等があったものについて、一般から情報公開の請求があった場合、県において情報公開条例に基づき、開示することとなりますのでご了承ください。

(別紙1)

契 約 事 務 委 任 状

殿

に係る契約事務を委任する。

年 月 日

社会福祉法人
理事長

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙3)

入札参加資格確認結果通知書

年 月 日

(申請者)

殿

社会福祉法人
理事長

先に申請のあった、(工事名) _____ に
係る入札参加資格確認結果を下記のとおり通知します。

記

入札公告日	年 月 日	
工事名		
入札参加 資格の有無	有 ・ 無	
	入札参加資格が ないと認めた 主な理由	
予定価格 ※	円	

※ 予定価格については、非公開とする場合は記入不要です。

- (注) 1 入札参加資格がないと通知された者は、その理由について説明を
求めることができます。
2 入札当日には、この通知書を必ず提示してください。

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙4)

指名競争入札執行通知書

年 月 日

(申請者) 殿

社会福祉法人
理事長

下記のとおり指名競争入札を執行するので、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等並びに社会福祉法人〇〇会競争入札心得を熟読のうえ、入札に参加されたく通知します。

記

- 1 工事場所及び工事名
- 2 入札の日時及び場所 年 月 日 時 分から入札、即時開札
於
- 3 入札保証金 免除・必要（見積金額の100分の5以上）
- 4 予定価格の事前公表 有（ 円（税込）） ・ 無
- 5 最低制限価格 有 ・ 無
- 6 現場説明 有 ・ 無
- 7 設計書、仕様書、図面及び契約条項を示す場所
- 8 入札書の宛名は、社会福祉法人 理事長名とする。
- 9 見積内訳書は、必ず提出すること。見積内訳書の添付がない場合又は内容に記載がない見積内訳書を添付した入札書を提出した場合は無効とする。
- 10 入札時間を厳守のこと。遅れたものは、棄権とみなし処理する。
- 11 契約の条件
 - (1) 契約書（請書）の要否 要 ・ 否
 - (2) 工事日数 契約の日の翌日から起算して 日間（年 月 日まで）
 - (3) 契約保証金 免除・必要（契約金額の100分の10以上とする。）
 - (4) 支払条件 前金払 有 ・ 無 部分払 有 ・ 無
- 12 その他
 - (1) 入札を希望しない場合にあつては、参加しないことができる。
 - (2) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙5)

見積書徴収通知書

年 月 日

(申請者) 殿

社会福祉法人
理事長

下記のとおり見積書を徴収するので、設計図書、仕様書、契約書案及び現場等並びに社会福祉法人〇〇会競争入札心得を熟読のうえ、見積に参加されたく通知します。

記

- 1 工事場所及び工事名
- 2 見積の日時及び場所 年 月 日 時 分から見積、即時開封
於
- 3 現場説明 無
(日時・場所 於)
- 4 設計書、仕様書、図面及び契約条項を示す場所
- 5 見積書の宛名は、社会福祉法人 理事長名とする。
- 6 見積内訳書は、必ず持参すること。
- 7 見積時間を厳守のこと。遅れたものは、棄権とみなし処理する。
- 8 契約の条件
 - (1) 契約書(請書)の要否 要 ・ 否
 - (2) 工事日数 契約の日の翌日から起算して 日間(年 月 日まで)
 - (3) 契約保証金 免除・必要(契約金額の100分の10以上とする。)
 - (4) 支払条件 前金払 有 ・ 無 部分払 有 ・ 無
- 9 その他
 - (1) 見積を希望しない場合にあつては、参加しないことができる。
 - (2) 見積適格の決定にあつては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって見積適格価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
 - (3) 設計図書貸出日 年 月 日 時 分

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙6)

理事長	施設長			

予 定 価 格

施工箇所及び 工事名	_____ 地内		
	_____ 工事		
区 分	工 事 価 格 計	消費税及び特別地方消費税相当額 (左の10%)	合 計
設 計 価 格	¥	¥	¥
予 定 価 格	¥	¥	¥
最低制限価格	¥	¥	¥

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙7)

最低制限価格算出表

理事長	施設長			

工事名 _____

工事箇所 _____

[{(直接工事費×0.90) ×0.97+共通仮設費×0.9+
(直接工事費×0.10+現場管理費) ×0.9+一般管理費等×0.68} -
(スクラップ処分益)] × 1.10

$$\begin{aligned} & \text{①直接工事費} && \text{②共通仮設費} \\ = & \{ (\quad) \times 0.90 \} \times 0.97 + (\quad) \times 0.9 \\ & \text{直接工事費} && \text{③現場管理費} \\ + & \{ (\quad) \times 0.10 + (\quad) \} \times 0.9 \\ & \text{④一般管理費等} \\ + & (\quad) \times 0.68 \\ & \text{⑤スクラップ処分益} \\ - & (\quad) \\ = & \text{合 計} && \text{最低制限価格基礎額} \\ & (\quad) \div (\quad) \\ & \text{最低制限価格基礎額} && \text{最低制限価格} \\ (\quad) \times 1.10 = & (\quad) \dots \text{⑥} \end{aligned}$$

[上限、下限の確認]

ただし、上記により算出した額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を最低制限価格とする。

$$\text{予定価格} \times 0.75 \leq \text{⑥} \leq \text{予定価格} \times 0.92$$

$$\text{上限 : } \text{⑥} \leq \text{予定価格} \times 0.92 \\ (\quad) \leq (\quad) = (\quad) \times 0.92$$

$$\text{下限 : } \text{予定価格} \times 0.75 \leq \text{⑥} \\ (\quad) \times 0.75 = (\quad) \leq (\quad)$$

[工事費の確認]

$$\{ (\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) - \text{⑤} \} \times 1.10 = \frac{(\quad)}{\text{予定価格}}$$

(注)用語については「土木請負工事工事費積算要領」(昭和42年7月20日建設省官技第34号)を参照すること。

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙8)

入札参加業者等届出書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 着工 年 月 日～完成 年 月 日
- 4 設計金額 円 (消費税別途)
- 5 入札執行予定日 年 月 日
- 6 入札執行場所
- 7 立会予定者職氏名

上記に係る(一般競争入札、指名競争入札、随意契約)の参加業者名等 年 月 日付
け厚第 号の通知に基づき届けます。

年 月 日
石川県知事

殿

所在地
法人名
代表者職・氏名

NO	参加(指名)業者名	所在地	代表者氏名	法人役員との関係	備考
1				有・無	
2				有・無	
3				有・無	
4				有・無	
5				有・無	
6				有・無	
7				有・無	
8				有・無	
9				有・無	

「法人役員との関係」欄が「有」の場合は、備考欄に詳細を記載すること。

(別紙9)

社会福祉法人

競争入札心得

(趣旨)

第1条 社会福祉法人 〇〇〇の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）を行う場合の取扱いについては、「社会福祉法人経理規程」（以下「経理規程」という。）その他法令に定めるもののほか、この心得に定めるところによるものとする。

(一般競争入札参加の申出)

第2条 一般競争入札に参加しようとする者は、経理規程第 〇〇 条の公告において指定した期日までに、精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができない者並びに破産手続開始の決定を受けた者で復権を得ていない者でないことを確認することが出来る書類及び当該公告で指定した書類を添え、契約担当者にその旨を申し出なければならない。

(入札保証金等)

第3条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札執行前にその者の見積金額の百分の五以上の入札保証金又は、入札保証金にかわる担保（経理規程第 〇〇 条に規定するものをいう。以下同じ。）を契約担当者の指定する出納職員又は取扱金融機関に納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りではない。

2 入札参加者は、前項ただし書きの場合において、入札保証金の納付を免除された理由が入札保証保険契約を結んだことによるものであるときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を契約担当者に提出しなければならない。

3 入札参加者は、入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供する場合は、契約担当者の審査を受け、その面前において、これを封かんのうえ、氏名及び金額を封筒に明記して入札保証金納付書を添え提出しなければならない。

4 入札保証金又は入札保証金に代わる担保は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後にその領収書と引換えにこれを還付する。

(入札等)

第4条 入札参加者は、この心得、設計図書、仕様書、契約案及び現場等並びに入札執行通知（以下「設計図書等」という。）を熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、設計図書等について疑義があるときは、入札日の前日までに関係職員に説明を求めることが出来る。

2 入札書は、別記書式により作成し、所要の事項を明記し、所定の箇所に記名し、封かんのうえ、入札者の氏名を表記し、所定の時刻までに入札箱に投入しなければならない。

- 3 入札書の郵送は認めないものとする。ただし、入札保証金の全部を免除された場合であって契約担当者においてやむを得ないと認め、かつ書面により同意したときは、書留郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中と朱書きし、中封筒に入札名及び入札日を記載し、契約担当者あて親展で提出しなければならない。
- 4 前項の入札書は、入札日の前日までに到達しないものは無効とする。
- 5 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 6 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- 7 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4「一般競争入札の参加者の資格」の規定に該当する者を入札の代理人とすることができない。

（入札の辞退）

- 第 4 条の 2 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、別記書式により入札辞退届を作成し、契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

- 第 4 条の 3 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札のとりやめ等）

- 第 5 条 入札参加者が連合その他不正、不当な行為をなし、関係職員が入札の公正な執行を妨げるおそれがあると認めるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札執行を延期し若しくはとりやめることがある。
- 2 入札執行前又は入札執行中において入札参加者が二人に達しないときは、入札をとりやめるものとする。
 - 3 前項の規定は、一般競争入札には適用しない。
 - 4 最低制限価格を設けた場合においては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、入札をとりやめるものとする。

(無効の入札書)

第6条 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

- (1) 当該入札に対する同一人の二以上の入札書
- (2) 資格を有しない者のした入札書
- (3) 第3条に規定する入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提供しない者のした入札書
- (4) 記名を欠く入札書
- (5) 金額を訂正した入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書、又は他事記載のある入札書。ただし、錯誤等によりその瑕疵が比較的に軽微なもので、入札者の意思が察知されるものは除く。
- (7) 明らかに談合によると認められる入札書、又は入札に際し不正の行為があったと認められる入札書
- (8) 当該入札について他の入札参加者の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札書
- (9) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (10) 再度入札に当り、直前の入札の最低価格以上の入札書
- (11) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格を上回る価格の入札書
- (12) 見積内訳書の添付を求められている入札において、見積内訳書の添付がない又は内容に記載がない見積内訳書を添付した入札書
- (13) その他入札に関する条件に違反した入札書

(入札書の書換え等の禁止)

第7条 入札者は、入札書を入札箱に投入した後(以下「入札後」という。)は、いかなる場合といえども、その入札書の書換え、引換え、若しくは撤回又は辞退の申立はすることができない。

(開 札)

第8条 開札は、入札場所において、入札後直ちに、入札参加者立会いのうえ行うものとする。ただし、第4条第3項に規定する場合を除く。

(落札者の決定)

第9条 入札を行った者のうち、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 契約担当者は、当該契約の内容に適合した履行を確保するためあらかじめ最低制限

価格を設けた場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(再度入札等)

第 10 条 開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

2 第 6 条の規定により入札書が無効とされた者又は最低制限価格未満の入札者は、当該入札に再度参加することはできない。

(同価格の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第 11 条 落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上ある場合、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(契約保証金等)

第 12 条 落札者は契約金額の百分の十以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。

2 第 3 条第 2 項の規定は、「入札保証金」を「契約保証金」に、「入札保証保険契約」を「契約保証保険契約」に、「当該入札保証保険契約」を「当該契約保証保険契約」に読み替えて、前項のただし書の場合について準用する。

3 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金を納付する場合において、あらかじめ、現金を契約保証金納付書により取扱金融機関に振り込み、契約保証金領収証書の交付を受け、これを出納職員に提出し、引換えに保管証書の交付を受けなければならない。

4 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、担保納付書を添えて出納職員に提出し保管証書の交付を受けなければならない。

5 落札者は、第 1 項本文の規定により契約保証金に代わる担保が、出資の受入、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律 195 号）第 3 条に規定する金融機関である場合においては、当該保証に係る保証書を提出しなければならない。

6 落札者は、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により第 1 項ただし書の規定に基づく契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当者提出しなければならない。

(入札保証金の振替)

第 13 条 契約担当者において必要があると認める場合には、落札者の承諾を得て落札者に還付すべき入札保証金又は入札保証金に代わる担保を契約保証金又は契約保証金に代わる担保の一部に振替えることができる。

(契約書等の提出)

第 14 条 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して五日以内（当該期間内に石川県の休日を定める条例（平成元年条例第 16 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日に当たる日があるときは、その日を加算した期間。）に契約書の案を提出し、契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5 億円以上の工事又は製造の請負で契約担当者が指定するものについては、仮契約書の案を提出し、仮契約を締結するものとする。

2 前項ただし書の場合については、理事会の議決又は理事長の専決があったときに本契約となるものとする。

3 落札者が第 1 項に規定する期間内に契約又は仮契約を締結しないときは、落札者としての権利を失うものとする。

(異議の申立)

第 15 条 入札をした者は、入札後、設計図書等についての不明を理由として異議を申立てることはできない。

(随意契約の場合の準用)

第 16 条 第 4 条から第 9 条本文まで、第 10 条、第 12 条、第 14 条及び第 15 条の規定は、随意契約の場合について準用する。この場合において「入札」を「見積」に、「落札」を「見積適格」に読み替えるものとする。

※ 本心得は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙 10)

入 札 書

十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円
----	---	----	----	----	---	---	---	---	---

但し、(工事名) _____

社会福祉法人〇〇会競争入札心得承諾のうえ、上記のとおり入札します。

年 月 日

社会福祉法人
理事長

殿

入 札 者

住 所

氏 名

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙 11)

見 積 内 訳 書

会社名

工 事 名		
(記載例)	〇〇〇〇工	1,000,000 (単位：円)
	直接工事費①	
	共通仮設費②	
	純工事費計③=①+②	
	現場管理費④	
	工事原価計⑤=③+④	
	一般管理費等⑥	
	本工事費⑦=⑤+⑥	
	直接工事費⑧	
	共通仮設費⑨	
	純工事費計⑩=⑧+⑨	
	現場管理費⑪	
	工事原価計⑫=⑩+⑪	
	一般管理費等⑬	
	付帯工事費⑭=⑫+⑬	
	工事費計⑮=⑦+⑭	
	消費税及び地方消費税の額⑯	
	事業費⑰=⑮+⑯	

※ 本様式は県に準じたものであるため、各法人で作成していただいても構いません。

(別紙 14)

入札等結果報告書

- 1 工事名
- 2 工事場所
- 3 工期 着工 年 月 日～完成 年 月 日
- 4 落札金額 ￥ ー(消費税別途)
- 5 落札業者名
- 6 予定価格 ￥ ー(消費税別途)
- 7 落札最低制限価格 ￥ ー
- 8 立ち会い役員名

1) 理事

ア
イ
ウ
エ
オ

2) 監事

ア
イ

3) 評議員

ア
イ
ウ

- 9 市町職員立ち会い者
職氏名

- 10 入札経過 別紙のとおり

年 月 日に実施した上記入札について、その結果を 年 月 日付け厚第 号
通知に基づき届けます。

年 月 日

石川県知事

殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

別紙

順位	第 1 回		第 2 回		第 3 回		備考
	業者名	金額	業者名	金額	業者名	金額	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							

(別紙 15)

下 請 負 人 届 出 書

1 工 事 名

2 工事場所

3 工 期 着工 年 月 日～完成 年 月 日

4 請負代金額 円 (消費税別途)

上記工事の一部を次のとおり請け負わせたので、 年 月 日付け厚第 号通知に基づき届けます。

年 月 日

石川県知事

殿

所在地

法人名

代表者職・氏名

下請 区分	工事の種類 内 容	下請負人	住 所 T E L	工 期	下 請 負 に 付した金額	現 場 代 理 人 及び主任技術者	元請負人

「下請区分」欄は、第一次、第二次等、元請け業者からの階層を記載して下さい。